



医 疾 第 1578 号
令和 2 年 3 月 9 日

各保健所長 様

静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課長

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」の周知について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省健康局がん・疾病対策課から通知がありました。

つきましては、別添写しを御確認いただき、地域の実情に応じた対策を講じていただくようお願いするとともに、貴管内透析医療機関に対し、院内感染対策の徹底について周知・依頼していただきますようお願いいたします。

担 当 がん対策班 櫻井
電話番号 054-221-2921

(写)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 日

各都道府県透析医療担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」の周知について

透析医療の確保につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が、別添1のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛てに発出されたところです。

つきましては、当該文書の内容を御了知いただくとともに、特に、透析患者は、継続的な医療が必要となるため、当該文書中3（2）の「外来診療体制」及び「地域住民等への呼びかけ」並びに4（2）の「糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、透析患者及び妊産婦等のための病床の確保」等の内容について、地域の実情に応じた対策を講じていただくよう、お願いいたします。

また、併せて貴管内の透析医療機関に対し、院内感染対策の徹底について、当該文書及び「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課、同局地域医療計画課、同省健康局結核感染症課連名事務連絡）（別添2）の内容を踏まえ、周知・依頼していただくよう、お願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 TEL：03-5253-1111（内2359）
--